

# 第 54 期（第 12 回）高知地方最低賃金審議会

日 時 令和 7 年 3 月 10 日

場 所 高 知 労 働 局

## 議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 特定最低賃金の金額改正等に係る意向確認について

(2) 適用事業所数及び適用労働者数（電子・一般貨物）について

(3) その他

3 閉 会

## 資 料

ページ

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 第 54 期高知地方最低賃金審議会委員名簿   | 1 |
| 2 | 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の金額改正について（改正申出の意向表明） | 2 |
| 3 | 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の金額改正について（改正申出の意向表明）                         | 3 |
| 4 | 適用事業所数及び適用労働者数（高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業）         | 4 |
| 5 | 適用事業所数及び適用労働者数（高知県一般貨物自動車運送業）                                 | 5 |
| 6 | 業務改善助成金の申請状況  | 6 |

# 第54期高知地方最低賃金審議会委員名簿

(令和5年4月1日任命)

区分	氏名	現職
公益委員	うえむら ひろし 上村 浩	高知工科大学経済・マネジメント学群教授
	おおい まさこ 大井 方子	高知県立大学文化学部教授
	こんどう ひろあき 近藤 啓明	弁護士
	なかはし くみ 中橋 紅美	弁護士
	はまだ くみこ 浜田 久美子	社会保険労務士
労働者代表委員	いちがわ としみち 市川 稔道	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長
	おおさき まさひろ 大崎 真広	凸版印刷労働組合エレ関東支部副支部長
	しらき まさゆき 白木 政行	とさでん交通労働組合執行委員長
	ほどおが のりひと 程岡 範人	高知福山通運労働組合執行委員長
	まるやま れいこ 丸山 玲子	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長
使用者代表委員	おきた りょうじ 沖田 良二	高知県経営者協会専務理事(令和5年6月28日任命)
	かたやま こうき 片山 弘紀	株式会社ミロクテクノウッド代表取締役社長
	しらやま さなえ 白山 早苗	グッドラックカンパニー株式会社代表取締役社長
	なかざわ よういち 中澤 陽一	和建设株式会社代表取締役社長
	みやじ たかし 宮地 貴嗣	宮地電機株式会社代表取締役社長

(五十音順)



2025年 2月7日

高知労働局  
局長 菊池 宏二 殿

電機連合高知地域協議会  
事務局長 竹筒平貴 隆

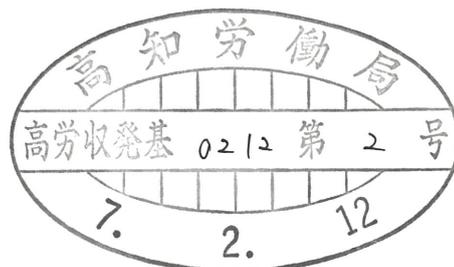
高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、  
映像・音響機械器具製造業最低賃金の金額改正について

私たちは電機連合の取り組み方針に基づき、これまでの間、高知県「法定電機最低賃金」の金額改正に取り組んでいます。2024年度は2023年度に引き続き、地域別最低賃金の大幅な引き上げによる企業への影響や、産業実態から労使合意を得ることが出来ず、金額改正の審議を見送る判断を行いました。

今年度も高知県の電機産業の課題や雇用状況について関係労使で共有し、電機産業に相応しい法定電機最低賃金の水準設定にむけて、金額改正を行いたいと考えています。

この取り組みは、電機産業で働くすべての労働者、特に非正規労働者を含む未組織労働者の賃金の底支えに大きな役割を果たしているのみならず、賃金の切り下げ防止による「事業の公正競争確保」を図ることにより、地域の電機産業の発展においても重要な役割を担っていると考えています。

私たちは「法定電機最低賃金」のもつ役割を果たすことを目的に、2025年度についても、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の金額改正を申し入れる意向を表明いたします。



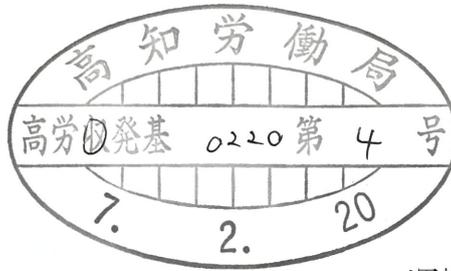
以上



2025年2月20日

高知労働局

局長 菊池 宏二 殿



運輸労連四国地連高知県協議会  
議長 程岡 範人

## 高知県一般貨物自動車運送業（車輛総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上の貨物自動車の運転業務従事者）最低賃金の金額改正について

私たち、運輸労連高知県協議会は、トラック運輸産業の労働条件向上と安全輸送確保の観点から、不当な運賃ダンピングを防止し公正競争を確立していくため、特定最低賃金、一般貨物自動車運送業の金額改正の申し入れを行います。

貨物自動車運送事業者数は、1990年の貨物自動車運送事業法施行以降、トラック運送事業の規制緩和によって新規参入事業者が急増し、2007年度末には1.5倍以上の6万3千者を超えました。しかし、輸送需要が伸び悩むなかで事業者間の競争が激化し、2008年度末に規制緩和以降初めて総事業者数が前年度より減少し、現在まで横ばいで推移しています。

NX 総研が公表した2023年度の国内貨物輸送量の実績値では、総輸送量は41億4,710万トンの前年度比1.6%減と、消費関連貨物は持ち直したものの建設関連貨物の不振を受け、マイナス幅は拡大して2年連続の減少となりました。また、2024年度の貨物輸送の見通しでは、総輸送量は41億540万トンの前年同期比1.0%減と、3年連続のマイナスになると予測しています。

このような中、労働集約型産業であるトラック運輸産業は事業の合理化が困難であり、依然として、低賃金、長時間労働・歩合・稼動給などで対応することから過積載運行や過労運転など安全面が危惧されています。あわせて、社会保険料未払い事業者の不法行為も依然として横行し、業界の秩序を乱す事業者が指摘されています。このような実態から、就労を希望する若者は大幅に減少していることから労働力不足と高齢化が進行しています。

こうした現状の中で、トラック運輸産業の秩序を守り公正競争ができる環境整備と運賃料金低廉化の歯止めの役割を担い、未組織労働者を含むトラック運輸産業労働者の賃金の底支えの役割と運転者の質向上を目的として、車輛総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上の貨物自動車の運転業務従事者の最低賃金の金額改正を申し入れる意向を表明いたします。

なお、2024年度の最も低い労働協約賃金は、時間額 960 円、日額 7,680 円です。

## 適用事業所数及び適用労働者数

(高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金)

### 1 常雇規模別事業所数及び雇用者数 (電子関係)

(令和7年度)

産業	規模計		1～4人		5～9人		1～9人		10～29人		30～99人		100人以上								
	事業所数	雇用者数 (常雇者数)	事業所数	雇用者数 (常雇者数)	事業所数	雇用者数 (常雇者数)	事業所数	雇用者数 (常雇者数)	事業所数	雇用者数 (常雇者数)	事業所数	雇用者数 (常雇者数)	事業所数	雇用者数 (常雇者数)							
小計	10	491	491	2	4	4	1	8	8	3	12	12	1	19	19	5	317	317	1	143	143
E28 (E2832を除く)	10	491	491	2	4	4	1	8	8	3	12	12	1	19	19	5	317	317	1	143	143
E296	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E302 (E3023を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料出所: 「事業所母集団データベース(令和3年次フレーム)」(総務省「令和3年経済センサス(活動調査)」に対して令和3年までの情報を更新したもの)による。

注) 1: E28 = 電子部品・デバイス・電子回路製造業

E296 = 電子応用装置製造業

E302 = 映像・音響機械器具製造業

2: 雇用者 = 常雇 + 臨時

「常雇」とは、その事業所に常時雇用されている者。

(臨時、パートタイマーという名称の者でも、期間を定めずに雇用されている者又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者は「常雇」に含まれる。)

### 2 適用事業所数及び適用労働者数 (電子関係)

(令和7年度)

分類	事業所数	雇用者数	センサス調査以降の異動		適用除外労働者数	適用事業所数	適用労働者数
			事業所数	雇用者数			
E28 (E2832を除く) E296 E302 (E3023を除く)	10	491	-4	-151	0	6	340

資料出所: 「事業所母集団データベース(令和3年次フレーム)」(総務省「令和3年経済センサス(活動調査)」に対して令和3年までの情報を更新したもの)による。

注) 1: 令和6年度までの改定必要性審議などで判明した廃止・閉鎖事業所分及び対象産業外事業所分等を異動分として計上。

2: 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金最低賃金適用業種の産業分類について。

E28 : 電子部品・デバイス・電子回路製造業

E280 : 管理, 補助的経済活動を行う事業所

E281 : 電子デバイス製造業

E282 : 電子部品製造業

E283 : 記録メディア製造業 (E2832を除く)

E284 : 電子回路製造業

E285 : ユニット部品製造業

E289 : その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

E296 : 電子応用装置製造業

E302 : 映像・音響機械器具製造業 (E3023を除く)

## 適用事業所数及び適用労働者数 (高知県一般貨物自動車運送業最低賃金)

### 1 常雇規模別事業所数及び雇用者数 (一般貨物自動車運送業) (令和7年度)

産業	規模計			1~4人			5~9人			10~29人			30人以上					
	事業所数	雇用者数 (常雇者数)	雇用者数 (常雇者数)	事業所数	雇用者数 (常雇者数)	雇用者数 (常雇者数)	事業所数	雇用者数 (常雇者数)	雇用者数 (常雇者数)	事業所数	雇用者数 (常雇者数)	雇用者数 (常雇者数)	事業所数	雇用者数 (常雇者数)	雇用者数 (常雇者数)			
計	321	6,670	6,549	62	182	168	83	580	572	145	762	740	118	2,156	2,112	58	3,752	3,697
H441	321	6,670	6,549	62	182	168	83	580	572	145	762	740	118	2,156	2,112	58	3,752	3,697
H442(参考)	11	96	94	6	14	13	2	13	12	8	27	25	3	69	69	0	0	0

資料出所: 「事業所母集団データベース(令和3年次フレーム)」(総務省「令和3年経済センサス(活動調査)」に対して令和3年までの情報を更新したもの)による。

注) 1: H441 = 一般貨物自動車運送業  
H442 = 特定貨物自動車運送業

2: 雇用者 = 常雇 + 臨時

「常雇」とは、その事業所に常時雇用されている者。

(臨時、パートタイマーという名称の者でも、期間を定めずに雇用されている者又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者は「常雇」に含まれる。)

### 2 大型貨物自動車運転者数及び適用労働者数の算出方法

雇用者数	×	大型貨物自動車運転者比率	=	大型貨物自動車運転者数
( 6,670 人 )	×	( 53.43 % )	=	( 3,563 人 )
大型貨物自動車運転者数	×	大型貨物自動車運転者適用除外者比率	=	適用除外者数
( 3,563 人 )	×	( 33.42 % )	=	( 1,191 人 )
大型貨物自動車運転者数	-	適用除外者数	=	適用労働者数
( 3,563 人 )	-	( 1,191 人 )	=	( 2,372 人 )

資料出所: 大型貨物自動車運転者数及び適用除外労働者数については、「最低賃金に関する基礎調査(令和6年)」結果により推計。

$$\frac{1,559 \text{ 人 (大型貨物自動車運転者数)}}{2,918 \text{ 人 (調査母集団労働者数)}} = 53.43 \% \text{ (大型貨物自動車運転者比率)}$$

$$\frac{521 \text{ 人 (適用除外労働者数)}}{1,559 \text{ 人 (大型貨物自動車運転者数)}} = 33.42 \% \text{ (最低賃金適用除外労働者比率)}$$

(基礎調査結果における大型貨物自動車運転者数(年齢以外の適用除外労働者も含む)のうちの適用除外労働者比率を算出。)

### 3 適用事業所数及び適用労働者数 (一般貨物自動車運送業) (令和7年度)

分類	事業所数	雇用者数	うち大型貨物自動車運転者	適用除外者数	適用事業所数	適用労働者数
H441	321	6,670	3,563	1,191	321	2,372

資料出所: 「事業所母集団データベース(令和3年次フレーム)」(総務省「令和3年経済センサス(活動調査)」に対して令和3年までの情報を更新したもの)による。

注) 1: この表の大型貨物自動車とは、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の貨物自動車を指す。

2: 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金適用業種の産業分類について。

H441: 一般貨物自動車運送業

## 業務改善助成金の申請状況

### 業務改善助成金の申請受付及び交付件数

年 度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度 (令和7年1月末時点)	
	申請	交付	申請	交付	申請	交付	申請	交付決定	申請	交付決定	申請	交付決定
件数	2	1	12	10	18	14	43	37	239	196	211	140
交付金額	478,000		13,984,000		8,605,000		29,019,000		214,917,000 (交付決定金額)		203,667,000 (交付決定金額)	